



4月は国民健康保険強化月間です

## 国民健康保険加入・脱退の届け出は忘れずに

健康・保険課 国民健康保険係 ☎(232)4912  
税務課 住民税係 ☎(232)4911

国民健康保険に加入・脱退する場合には、届け出が必要です。

### 国民健康保険(国保)に加入する必要がある人

国保は、74歳までの人で社会保険(健康保険、船員保険、共済を含む)の被保険者や、その扶養者を除く、全ての人が加入する制度です。退職などの理由で他の健康保険に加入していない人は、国保に加入する必要があります。

### 社会保険に加入できませんか

事業所に勤務している人(一定の要件を満たす非正規雇用を含む)は社会保険に加入できないか確認してください。社会保険の被扶養者になれる場合同じ世帯に社会保険の加入者がいる場合、被扶養者として認定されることがあります。

■社会保険の特徴

- ・保険料の半分は会社が負担します。
- ・被扶養者の保険料の負担はありません。

## 医療ってどのように受けるの？ お医者さんのかかり方

みんなが安心して医療を受けられるように「適正な受診」について考えてみませんか。

### ■かかりつけ医をもとう

かかりつけ医を身近に見つけ、気になることがあったら早めに相談してください。

### ■休日・夜間診療は医療費も高い

軽い症状の場合は診療時間内に受診しましょう。休日や夜間診療は医療費も高くなります。

### ■ジェネリック医薬品の活用

先発医薬品よりも費用が安く済みます。利用はかかりつけ医などに相談してみましょう。

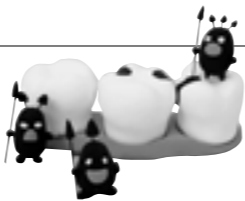
### ■お薬手帳の活用

薬は飲み合わせで副作用が強くなる場合があります。お薬手帳を活用し、すでに処方されている薬を伝えることが大切です。

あなたは大丈夫？

## 口の健康チェックしてみませんか

見落としがちな口の健康チェック。皆さんが少しでも簡単に健診を受けられるように、費用を助成します。対象の人は検診に行ってみませんか。



### 歯周疾患健診

町では、毎年節目の年齢(40歳・50歳・60歳・70歳)の人を対象に、町内の委託歯科医療機関での「歯周疾患検診」を実施しています。「しばらく歯科医に行っていない」「かかりつけ歯科医がない」と思っている人はこの機会にぜひ受診してください。

#### ■対象者

令和4年度に40・50・60・70歳になる人  
40歳(昭和57年4月2日～昭和58年4月1日生)  
50歳(昭和47年4月2日～昭和48年4月1日生)  
60歳(昭和37年4月2日～昭和38年4月1日生)  
70歳(昭和27年4月2日～昭和28年4月1日生)

※対象者には、4月中旬に個別通知します

#### ■期間

4月中旬～12月末

#### ■場所

対象者に送付する案内通知に同封の医療機関一覧からお選びください。

#### ■料金

700円(町負担額2,966円)

#### ■内容

歯と歯周の検診、検診結果の説明、歯科保健指導(歯石の除去やむし歯、歯肉炎などの治療は保険診療となり別途料金がかかります)。

#### ■問い合わせ

健康・保険課 保健予防係

☎(232)4912

### 歯科口腔健診

口の中の健康を保っておかないと、口腔機能が低下するだけでなく、歯周病や動脈硬化などの全身的な病気にかかりやすくなり、要介護状態まで進んでしまう恐れがあります。この機会にお口の健康チェックをして、病気予防に努めましょう。

#### ■対象者

後期高齢者医療制度加入者

#### ■期間

5月～令和5年2月末

#### ■場所

案内通知に同封の医療機関一覧からお選びください。

#### ■内容

歯と歯周の健診

#### ■申込方法

①5月～6月に健診を受けたい人  
健康・保険課に電話で申し込んでください。後日受診券を送ります。  
②7月以降に健診を受けたい人  
保険証を送付する際に同封する受診券をご利用ください。

#### ■費用

400円  
※介護施設などで口腔ケアを受けている人は対象外です。

#### ■問い合わせ

健康・保険課 国民健康保険係

☎(232)4912

## 国民健康保険に

### 加入する

退職日から14日以内に健康・保険課または西部支所へ届け出てください。

#### ■加入の手続きの注意点

国保加入の届け出が遅れると保険証が手元にない状態が続きます。もしもの病気やケガに備えて、早めに届け出ましょう。

#### ■必要書類

- 退職した会社などからの「社会保険等資格喪失証明書」
- 印鑑
- マイナンバーが分かるもの(保険の切り替えをする人と世帯主分)
- 窓口に来る人の身分証明書
- 委任状(別世帯の場合)

### 脱退する

社会保険に加入した場合も自動では切り替わりません。

国民健康保険税と職場の健康保険料を二重に支払うことがありますので、早めに脱退を届け出てください。

#### ■必要書類

- 国民健康保険証(離脱する人の分)
- 新しく交付を受けた「健康保険証(全員分)」
- 印鑑
- マイナンバーが分かるもの(保険の切り替えをする人と世帯主分)
- 窓口に来る人の身分証明書
- 委任状(別世帯の場合)

### 所得の申告を忘れずに

国保に加入している人は所得の申告が必要です。申告しないと、国保税の軽減が受けられない場合や、医療費の限度額の判定を行えない場合があります。申告していない人は税務課へご相談ください。

### 国保・後期高齢者医療制度加入者の

## 人間ドック費用を一部助成します

#### ■対象者(次の全てに当てはまる人)

- ・健診日時点で30歳以上の人
- ・納期限到来分の国民健康保険税または後期高齢者保険料の滞納がない人
- ・ドック実施日まで菊陽町国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している人

■助成金額 健診1コースにつき2万5千円  
(1人1コースまで助成)

#### ■申込方法

3月上旬に送付した総合健診の申込書に同封の申請書で申し込んでください。  
※同封の返信用封筒で送ってください。

#### ■申込期限

5月31日(火)必着

#### ■申し込み・問い合わせ

健康・保険課 国民健康保険係  
☎(232)4912